

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
福島ライン(有) 代表取締役 富田 計市	福島県福島市大波字水戸内向5-18

2. 指名停止措置期間

平成19年10月19日 ~ 平成20年4月18日 (6 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

福島ライン(有)は、磐城国道事務所発注「相馬地区道路標識工事」(平成19年8月8日開札)を調査基準価格を下回る価格で入札したため、低入札価格調査のための資料提出を求めたがこれに応じなかった。このことは、入札心得第7条第2項に反する不誠実な行為である。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

従って、本件については、6カ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

< 発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会 >

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課	課長	あべ 幸太	(内線 2511)
---------	----	-------	-----------

課長補佐	くさか まさみ	日下 正実	(内線 2512)
------	---------	-------	-----------